

令和 7 年度
第 1 回こども・若者参画協議会

令和 7 年 10 月 28 日（火）
菊川市役所庁舎東館プラザきくる

本日の次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員長・副委員長の選出
- 4 委員・事務局自己紹介
- 5 議事

4 委員・事務局自己紹介

自己紹介は名簿の順番でお願いします

- ① 所属
- ② 氏名
- ③ 意気込みを一言！

5 議事

- ① アイスブレイク
- ② こども・わかもの参画宣言について
- ③ こども・若者参画協議会について
- ④ グループワーク

① アイスブレイク

①

こども・わかもの参画宣言について

R5.4 こども基本法が施行

Q.そもそもこども基本法ってなに？

A.こども施策の基本的な理念や方向性を定める基本法
国民や事業主、地方公共団体に対して努力義務や責務を課すもの

Q.こども施策の基本的な理念や方向性ってなに？

A.基本的理念＝何を目指すか

1. 差別の禁止と人権の尊重
2. 福祉・生活・教育の保障
3. 意見表明と社会参画
4. 最善の利益と意見の尊重
5. 家庭を基本とした支援
6. 子育てに喜びを感じる社会

A.方向性＝どう実現するか

「切れ目のない支援」と「当事者意見の反映」

R5.4 こども基本法が施行

Q.そもそもなんでこんな法律がつくられたの？

A. 解決しなければいけない様々な課題が発生

1. 深刻化するこどもを取り巻く問題

- ・児童虐待の増加
- ・子どもの貧困
- ・いじめや不登校の増加

2.国際的な権利保障の要請

- ・子どもの権利を包括的に保障するための法整備の遅れ

→ 社会全体でこども政策を総合的かつ強力に推進するために、「こども基本法」が制定された。

(具体的には…)

- ・こどもを権利の主体として尊重する
- ・意見を尊重する
- ・最善の利益を優先する
- ・社会全体で支える

こども・わかもの参画協議会

- 開催予定だった「わかもののまちサミット2023」において、「こども・わかもの参画宣言」を発表することに
- 「こども・わかもの参画宣言」の内容について、市民協働センターが「こども・わかもの参画協議会」を立ち上げ協議した



菊川市こども・わかもの参画宣言

全てのこども・若者が自分らしく自分の想いを表現し参画できる社会の実現を目指し、地域・NPO・学校・企業・行政等が協働しながら、こども基本法の理念に則り、こども・若者のまちづくりへの更なる参画を推進することを宣言



菊川市こども・わかもの参画宣言

前文

こども・若者は、今の社会を担うパートナーであり、社会を構成する一員です。私たちは、「全てのこども・若者が自分らしく自らの想いを表現し参画できる社会」の実現を目指します。

菊川市では、地域・NPO・学校・企業・行政等が協働しながら、こども・若者のまちづくりへの参画に積極的に取り組んできました。こども・若者は、主体的に活動に取り組むこと、意見を表明すること、そして、その意見が真摯に受け止められることにより、地域への愛着、他者への信頼感、自己肯定感などを得ることができます。また、こども・若者の参画は権利として保障されることも重要です。

以上のことから、私たちは、こども基本法の理念に則り、こども・若者のまちづくりへの更なる参画を目指し、協働で推進していくことを、ここに宣言します。

理念

私たちは、全てのこども・若者が地域に支えられ、自分らしく自らの想いを表現し、その権利が保障され、まちづくりに参画できる「まち」をつくります。

指針

1 参加・参画

私たちは、全てのこども・若者が様々なまちづくり活動へ、当たり前に参加・参画できる「まち」をつくります。

2 意見表明・意見反映

(1) こども・若者

私たちは、自らの想いや意見を発するとともに、意見をすぐに表明できないこども・若者の声も一緒に届けられるように努めます。

(2) 大人

私たちは、全てのこども・若者が、意見を表明できる機会を確保し、その意見をまちづくりへ反映するよう努めます。また、意見をすぐに表明できないこども・若者が、安心して意見を言えるよう支援します。

3 協働

私たちは、「全てのこども・若者が参加・参画できるまち」を実現するため、様々な人たちと協働で取り組みます。

② こども・若者参画協議会について

② こども・若者参画協議会について

- 令和5年度
市民協働センターが立ち上げ、こども・わかもの参画宣言の内容について協議
- 令和6年度～
地域支援課が事務局となり、こども・わかもの参画宣言に込められた「想い」を「形」にする取り組みについて協議
 - 令和6年度活動内容
令和6年度に策定するこども計画の骨子に対する提案内容の検討 等
 - 令和7年度活動内容(予定)
こども・若者参画宣言により示した“ゴール”を掘り下げ具体化することで、各々が取り組むべき方向性を明確にする

令和7年度活動内容(予定)

10月	11月	12月	1月	2月	3月
28日(本日)	17日～28日	こえのもり 意見聴取期間	13日～23日	9日～20日	2日～13日

- ・10月(第1回) : こども・若者参画宣言について学び、ゴールと現状のギャップを整理する
- ・11月(第2回) : 生じているギャップについて、解決のために取れるアプローチを考える
- ・1月(第3回) : 「こえのもり」での意見聴取結果を分析し、自分たちが考えたギャップに対するアプローチを再検討
- ・2月(第4回) : 検討してきたアプローチについて、「誰が」「いつ」「どうやるか」を整理
- ・3月(第5回) : 行政がやるべきことについて、担当課へのプレゼン

③ グループワーク

③ グループワーク

<こども・若者参画宣言の理念>

私たちは、全てのこども・若者が地域に支えられ、自分らしく自らの想いを表現し、その権利が保障され、まちづくりに参画できる「まち」をつくります。

③ グループワーク

- こども・若者参画宣言の理念が実現した状態＝100点
 - ・今の自分たち＝？？点
 - ・それはなぜ？？